

## 第4回 北海道ケアラー支援有識者会議 議事録

開催日時 令和3年9月15日(水) 18:00~20:00

開催場所 北海道庁別館(石狩振興局)5階 大会議室

発言者	発言要旨
事務局 (杉本課長)	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまから第4回北海道ケアラー支援有識者会議を開催いたします。本日は皆様お忙しい中、会議にお集まりいただきまして、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>本日の資料につきましては、先日皆様にメールで送付をさせていただいております。まずは実態調査につきまして、皆様の貴重なご意見を賜り実施させていただきましたこと、この場を借りてお礼を申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、資料の確認をいたします。会議次第のほか、今般取りまとめさせていただきましたケアラー実態調査結果報告書、こちらが資料1-1から1-8までございます。そして資料2「ケアラー実態調査結果に基づく検討の方向性」、そして資料3「検討の方向性と今後の予定」と3種類の資料となっております。</p> <p>資料はお揃いでしょうか。大丈夫でしょうか。はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは改めましてですが、この会議は公開としており、会議の議事録と資料は、後日、道のホームページで公表する予定でございますので、お知らせいたします。</p> <p>それでは開催にあたりまして、高齢者支援局長の吉田よりご挨拶を申し上げます。</p>
事務局 (吉田局長)	<p>吉田でございます。おぼんでございます。</p> <p>本日はお忙しいところお集まりいただきまして、大変感謝申し上げます。</p> <p>そして先ほど司会の杉本課長からもありましたけれども、実態調査について皆様のご協力のもと、7月下旬から何とか実施することができました。本当に感謝申し上げます。</p> <p>実態調査結果を何とか取りまとめまして、ケアラーの方々の状況、そしてまたどのようなことを望まれているか、今後道がどのような取組や支援に取り組んでいったらよいかという、大体の方向性というのでしょうか、大きなものが調査結果で見えたと思っております。</p> <p>そしてまた支援する側として、学校、相談支援機関の方からも貴重なご意見をいただいております。そういった中で、一生懸命やっていかなければならないと感じているところでございます。</p> <p>この結果を踏まえまして今回以降ですね、道としてどのような方向性をもって支援をしていくべきか、そしてまた具体的にどのような取り組みをやっていったらいいのかということをご議論いただきたい、いろいろなご意見等をいただきたいと考えてございます。</p> <p>やれるものはもうとにかく早くやっていくと。ただ一方で時間をかけながら議論をし、いろいろ関係する方にご協力を求めながらやっていくものもあろうかと思えます。</p> <p>国の方でもヤングケアラーでいうと、来年度から3年間、集中的にやっていくというものもありますし、色々な動きを見ながら、今悩まれている方々に、何とかそういうこ</p>

	とがなく暮らしていただけるようにやっていきたいと思っておりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。
事務局 (杉本課長)	それでは、ここからは中村座長に会議の進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
中村座長	<p>中村でございます。今日もよろしくお願いいたします。</p> <p>今回で有識者会議も4回目ということで、短期間の中で皆様方の協力を得て4回目まで進めてきてですね、調査を実施し、そしてそれを今回取りまとめたというところまでできましたので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>今回も事前にお配りしております次第に沿って、本日の議事を進めさせていただきますので、まずは確認させていただきたいと思ひます。</p> <p>議題の一つ目でございますが、ケアラー実態調査の結果についてということで、これにつきましては短期間の中で皆様方にご協議をいただきながら調査票を作成して、そして実施することができました。大変ありがとうございました。</p> <p>これにつきましては、まず、事務局から調査結果について報告をしていただき、そしてそのあとに皆様方からご意見をいただきたいと思ひます。</p> <p>そして次の協議事項でございますが、調査結果に基づく今後の方向性というところについて事務局の方から報告をいただき、ただいま吉田局長の方からもございましたけれども、事務局の方での整理についてご意見をいただきまして、今後の整理をさせていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それではまずケアラー実態調査の結果について、事務局より報告をお願いいたします。</p>
事務局 (北山課長補佐)	<p>高齢者保健福祉課の北山と申します。9月1日の人事異動によりまして、私が担当させていただきます。この場をお借りいたしましてご挨拶をさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは資料の説明に移ります。資料の1-1をご覧ください。</p> <p>ケアラー実態調査結果報告書概要版と書かれている資料についてです。</p> <p>1番目に「目的」がありまして、支援を必要としているケアラーの早期発見や適切な支援に繋げるための方策を検討するために、ケアラーご本人が抱える悩みのほか、関係機関における取り組み状況等を把握することを目的に、今回調査を実施させていただきました。</p> <p>2番目「調査方法」についてであります。こちらは大きく分けまして、高齢者及び障がい者のお世話をしているケアラーさんの部分と、ヤングケアラーさんの部分の大きく2つに分けて調査をさせていただいております。</p> <p>(1)番、高齢者をお世話をしているケアラーに対する調査につきましては、地域包括支援センター1ヶ所につき5名の方を選んでいただきまして、各市町村さんが対象者を選定していただき、調査をさせていただいたところです。</p> <p>(2)番、障がい者をお世話をしているケアラーに対する調査につきましても、特定相談支援事業所1ヶ所につき3名の方を選んでいただきまして、事業所さんが、対象者を</p>

選定していただき、調査を実施させていただきました。

(3) 番目、相談支援機関に対する調査につきましては、道内すべての地域包括支援センターさん、特定障害者相談支援事業所さん等に対しまして、道又は市町村から調査を依頼し、回答をいただきました。

次にヤングケアラーにつきましては、大きく分けて三つございますが、

(1) 番といたしましては、生徒の生活実態に関する調査。こちらは札幌市立を除く、道内の公立中学2年生及び公立高校2年生に対しまして、各学校経由で調査を実施し、回答をいただきました。

(2) 番目、学校におけるヤングケアラーへの対応に関する調査につきましては、札幌市立を除く、道内の公立中学校及び公立高等学校に対して調査を行い、回答にご協力いただきました。

(3) 番目、スクールソーシャルワーカーのヤングケアラーへの対応に関する調査といたしましては、市町村が任用しているスクールソーシャルワーカーさんに対しまして調査を行い、ご回答いただいたところです。

次に、3番目の「調査結果」についてですが、まずは高齢者及び障がい者のお世話しているケアラー等の部分につきましては、高齢者の部分は回収率が71.0%、その下の障がい者の部分の回収率は29.5%、相談支援機関につきましては50.0%の回収率となっております。

それからヤングケアラーの部分につきましては、まずは生徒向けの調査につきましては回収率が約22%、学校向けの調査は回収率が約81.2%、スクールソーシャルワーカーにつきましては回収率が63.0%となっております。

こういった形で、みなさまに調査にご協力をいただきまして、実態調査の結果をまとめることができました。

続いて資料1-2をご覧ください。ここからはケアラーとヤングケアラーの部分につきまして、説明者が途中で交代させていただきますので、あらかじめご了承ください。

まず1の「ケアラーの調査結果」についてご説明いたします。

(1) 世話をしている人の状況についてですが、高齢者をお世話している人は子どもさんが多く、障がい者をお世話している人は父母の割合が高いという結果になっております。

続きまして1(2)世話をされている人の状況について、①ケアの内容につきましては、高齢者では「家事援助」の割合が高く、障がい者の部分では「体調管理」の割合が最も高いという結果になっております。

次に②番、ケアの頻度についてですが、こちらは高齢者及び障がい者のケアともに、毎日ケアをしている方の割合が最も高いという結果になっております。

次に③番、1日当たりのケアにかかる時間についてですが、高齢者のケアラーでは「1時間以上3時間未満」の割合が最も高く、障がい者では「9時間以上」の割合が最も高いという結果になっております。

次の2ページ目をご覧ください。(3)ケアラーの状況の①ケアラー自身の悩みです

	<p>が、こちらは高齢者及び障がい者のケアラーがともに、ご自身の健康ですとか、介護疲れ・ストレスなど「自分自身のこと」についての割合が最も高く、続いて、お世話を必要としている人の健康状態などに関することとなっており、「サービスのこと」につきましても4割弱となっております。</p> <p>次に②番、現在利用している公的サービスへの満足感についてですが、高齢者及び障がい者のケアラーともに、「満足」及び「まあまあ満足している」の割合が大半となっております。</p> <p>次に③番、自分のための時間が取れているかという項目ですが、趣味ですとか休息など自分のための時間につきましても、高齢者のケアラーでは「まあまあ取れている」方の割合が最も高く、障がい者のケアラーでは「あまり取れていない」方の割合が最も高い結果になっておりました。一方で、「全く取れていない」方が、どちらも約20人に1人の割合でいらっしゃるという結果も判明しております。</p> <p>次に④番、緊急時などに代わりにケアをしてくれる人の有無について、こちらは緊急時にケアラーの代わりにケアをしてくれる人としては、高齢者ではケアラー自身の子どものさんが最も高い結果となっており、障がい者では「配偶者」の割合が最も高い結果となっております。また、「誰もいない」という人の割合が高齢者では約5人に1人、障がい者では約7人に1人の割合という結果となっております。</p> <p>次に3ページ目をご覧ください。ケアラーの相談先について、高齢者のケアラーにつきましても「地域包括支援センター」の割合が最も高く、障がい者では「家族」の割合が最も高い結果となっております。</p> <p>次に⑥番、ケアラーが求めている支援につきましても、高齢者及び障がい者ともに大半が「ケアラーが相談できる人や場所」ですとか、「ケアラーの負担を軽減する支援」のほか、やはり「精神的な支え」が必要という回答が多くなっており、一方で、「経済的支援など」につきましても低い結果となっております。</p> <p>次に2番目の相談支援機関の調査結果についてですが、(1) ケアラー支援に関する認知度につきましても、「すべての職員が知っている」と回答いただいた機関は4割程度にとどまっている状況がわかりました。</p> <p>(2) 必要と考えるケアラー支援の内容についてですが、「ケアラーの早期発見と相談支援」の割合が最も高くなっており、次いで、「関係機関の連携などサービス提供体制の整備」が次に高い結果となっております。</p> <p>(3) 道や市町村に求める取組み内容についてですが、こちらは「相談窓口の設置・人材の養成確保」の割合が最も高く、続いて「ネットワーク構築などサービス提供基盤の整備」が続いて多い結果となっております。</p> <p>次にヤングケアラーの関係につきましても、ヤングケアラー担当からご説明させていただきます。</p>
事務局 (山田主幹)	<p>子ども子育て支援課の山田と申します。私の方からヤングケアラーの調査結果について説明申し上げますが、有識者の皆様には調査票の作成にあたりまして、多大なご協力をいただきましたこと、お礼申し上げます。</p>

それでは資料に沿ってご説明をしていきたいと思ひます。

4 ページ目の3「ヤングケアラーの調査結果」についてでございます。

(1) ヤングケアラーという言葉の認知度でございますが、「内容を知っている」と回答した人が1割前後となりまして、国の調査結果より高い結果となっております。

それから(2)でございますが、ヤングケアラーの割合、これは自分が世話をしている家族の有無という設問で、ご自身が世話をしている家族が「いる」と回答した人の割合が中学校2年生で3.9%、全日制高校2年生で3.0%、定時制高校2年生で4.5%となっており、国の結果より低い結果となっております。

(3) ヤングケアラーの状況でございますが、①ヤングケアラーが世話をしている家族の状況ということで、自分がお世話している家族との続柄は、いずれも「きょうだい」が最も高い結果となっております。

その下の表でございますが、世話の頻度につきましては、中学校2年生及び全日制高校2年生の約半数が「ほぼ毎日」という結果となっております。

そうした中でございますが、平日1日当たりのお世話にかかる時間についてでございますけれども、中学校2年生では「3時間未満」、それから全日制高校2年生では「日によって違う」という答えが最も高くなってございます。

続きまして、5ページ目でございますが、②学校生活への影響などでございますけれども、「特にない」が最も高く、ついで、「自分の自由になる時間がない」という結果となっております。

それから③でございますが、ヤングケアラーが世話の悩みについて相談した経験の有無ということでございますけれども、中学校2年生と全日制高校2年生の約8割が「ない」と回答しているところでございます。

またその理由につきましては、「誰かに相談するほどの悩みではない」が最も高い結果となっております。

それから④でございますが、学校の先生や周りの大人に支援して欲しいことについてですが、「特にない」が最も高く、次いで「自由に使える時間が欲しい」という結果となっております。

次に4の学校調査結果についてでございます。

(1) ヤングケアラーという言葉の認知度でございますが、「言葉は知っているが学校として特別な対応はしていない」という結果が最も高くなってございます。

続きまして(2) ヤングケアラーと思われる子どもの有無でございますけれども、校内にヤングケアラーと思われることもは「いない」と回答したのは、中学校が最も高い結果となっております。

続きまして(3) ヤングケアラーへの対応状況でございますが、中学校では「学校以外の外部の支援につないだケースがある」という答えが最も高く、全日制高校では「学校内で対応している」という答えが最も高くなってございます。

続きまして(4) 必要と考えるヤングケアラー支援の内容についてでございますけれども、「教員がヤングケアラーについて知ること」が最も高く、ついで「子ども自身が

	<p>ヤングケアラーについて知ること」となっております。</p> <p>最後までございますが、スクールソーシャルワーカー調査結果についてでございますけれども、スクールソーシャルワーカーの皆様に対し、ヤングケアラーに必要と思われる支援についてご質問したところ「教員がヤングケアラーについて知ること」が最も高く、次いで「子どもが教員に相談しやすい環境をつくること」といった結果となっておりますのでございます。ヤングケアラー調査につきましては以上でございます。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございました。ただいま事務局の方から、ケアラー実態調査の結果について説明がございました。</p> <p>この詳細につきましては資料1-3から個別の調査結果がございまして、これを概略的にまとめたものとして資料1-2ということで説明をいただいております。</p> <p>大変興味深い数字などもございましたので、それを含めて、委員の皆様方からご質問ご意見などがございましたら、大体30分程度の時間でございまして協議をさせていただきたいと思っております。</p> <p>どなたかご質問かご意見はございますでしょうか。手を挙げるなど意思表示いただければ大変ありがたいと思っております。はい、それでは桑原委員お願いいたします。</p>
桑原委員	<p>道経連の桑原です。相当大掛かりな調査ということでご苦労されたかと思っております。なのでこうした大掛かりな結果、これまであまりなかったと思っておりますので貴重なデータと思って拝見させていただいております。</p> <p>それで今ご説明いただいた中に気になった数字がございまして、資料1-2の概要でいきますと、4の(2)学校向け調査ということで、ヤングケアラーと思われる子どもの有無という設問でございまして、道の調査結果と隣にあります参考としている国の調査結果に大きな違いがあるということなんですけれども、当然、基準等も違うと思うのですが、特に中学校では、道調査ですと17.5%が「いる」ということで、国の調査では「いる」というのが46.6%ということであり、約30ポイント異なるのですが、何かこれ理由が考えられますかという点と、これを悪く捉えてしまうと、実際はヤングケアラーがいるのに、道内では教員が認識できていないのではないかとということが想定されるのではないかと思いました。以上、気づいた点ということでした。</p>
中村座長	これにつきまして事務局からお願いいたします。
事務局 (山田主幹)	<p>ただいまお話がございましたように、中学校のヤングケアラーと思われる子どもの有無ということで、中学校では道の調査結果では「いない」という結果が67.5%、国の調査結果では34.0%と、この違いにつきましては調査結果が出たばかりでございますので、詳細に分析できているところではございません。今後この点についても検証をしていく必要があると考えてございます。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございました。まだ集計が出たばかりということもあってですね、この有識者会議等の中でこうしたポイントをあげていただいて、事務局の方でも整理しながら、有識者の皆様方のご意見を聞きながら深めていきたいと思っております。</p>
松本副座長	発言よろしいでしょうか。
中村座長	はいどうぞ、松本委員お願いいたします。

<p>松本副座長</p>	<p>いま桑原委員がおっしゃった点は大変大事な点だと思っております。</p> <p>子どもさんへの調査の資料 1-6 で言いますと、12 ページの 14 番でございます。</p> <p>ヤングケアラーとされる子どもさんの側から見て、その現状を誰が知っているかということでもありますけれども、学校の先生というのは少なくても 2 割から 3 割。定時制の生徒さんでは、学校の先生或いは学校の場っていうのが、大きな役割を果たしているということがわかりますけれども、一般的には少ない。</p> <p>逆に言うと子どもさんの側から見ると、3 人に 1 人或いは 4 人に 1 人ぐらいしか先生は知らないよと言っているということです。先生の方から見るといないと答えているところもあるということで、ここは基本的にずれていることを前提に、それをどういうふうに考えたらいいかといういろいろ手を考えるということが、調査結果の素直な読み方かなと考えましたので、補足的な発言であります。</p> <p>もう一つは、現状理解として、全体的にそうですけれども、ヤングケアラー、子どもがケアをしている人は、きょうだいという場合と自分の親或いは祖父母という、ケアをしている相手が大人という場合と、自分の年下のきょうだいという場合の両方があります。</p> <p>これで大体半々ぐらいの割合、大人か子どもか、半々ぐらいですか。これはちょっとタイプに分けて、この両方でこのあたりがどうなっているかということ、きちっと見るような必要があるように思います。</p> <p>いったん発言は以上です。また時間がありましたら発言いたします。</p>
<p>中村座長</p>	<p>はい、どうもありがとうございます。</p> <p>この辺の調査で素直に出てきた数字を含めて、ずれというものを前提にしっかり今後検討していく必要があるということで、タイプ別というご意見をいただきました。</p> <p>大変ありがとうございます。次にどなたか、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。</p>
<p>西村委員</p>	<p>高齢者の方で、私たちもいつも高齢者の電話相談を受けているんですけど、この 8 ページの図の中で、お世話をしている人の年齢をみると、75 歳以上がもうほとんどという感じなんですよ。これはほぼ生活の日常的なことをしていて、金銭管理は何番目かですけども、これ含めてみんなやっているんだということを改めて思ったことと、それからその介護を代わってくれる人がいないっていう、例えば子どもさんが代わってくれたとしても、働いている場合は、ほとんど緊急時の対応っていうのはすごく難しいんですよ。</p> <p>ですからそういう意味では、やっぱりその辺の支援を考える必要があるのではないかなというふうに、この結果を見て、改めて思いました。</p>
<p>中村座長</p>	<p>はい、どうもありがとうございます。この辺は今回の実態調査の数字というところ、いろいろと視点として出てくると思います。</p> <p>私の方からも、このケアラー概要のところ、1 番のケアラー調査結果、(2) ケアをされている人の状況のですね、ケアの内容というところで、高齢者の方は 8 割強が家事援助、そして障がい者の方については 7 割強が体調管理というところが多分、その下の③番目の、1 日あたりのケアにかかる時間というふうに大きく影響しているんだとい</p>

	<p>うことが、こういう調査で見えて来るのだらうと思いました。</p> <p>というのがですね、家事援助となると基本的には掃除・洗濯・ご飯等々を含めた形でございますから、そういう項目で考えて 3 時間未満というところが多分ここに関わってきて、そして体調管理となるとやっぱり障がいをお持ちの方に関わると、時間はあまり関係なく、ずっと必要な部分で関わるということになるので多分 9 時間以上というところに来ていますので、こういう数字を含めて支援が必要な方に対しての施策というところは基本になってくるのかなと見せていただいたのと、次の 2 ページ目の (3) の一番下の④の緊急時にという項目で、ここは大変興味深いと思っていまして、高齢者の方について、自分の子どもが緊急時に代わってくれるケアラーさんという場合で言ったら、ケアラーさんの子どもとなると、ヤングケアラーの場合もかなりあるだろうということによって、この日常的なケアということと、緊急対応としてのヤングケアラーさんということもここで出てきた時に、たぶんヤングケアラーさんであっても具体的な自覚としてのヤングケアラーと結びついていないんじゃないかということも出てきますので、こういうところも今後政策を検討する上で注目していただきたいなと感じております。すいません。私の方で感じたことを言わせていただきました。</p> <p>そのほかの委員の方、今井さん、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
今井委員	<p>高齢者のケアをしている方の調査の部分で、先ほど高齢者の方がケアラーだというような結果が出たというお話があったのですが、今回の調査対象といたしますか、調査の実施方法も一つの判断材料として見ておかなければいけないと思っていて、今回は地域包括支援センターが（調査票を）配るような形をとっていますので、調査の限られた期間といたしますか、時間的猶予から考えますと、おそらくサービスを利用している高齢者と同居している方に調査票を渡した可能性は、現場的に見るとあるかなという認識をしていますので、ある程度こういう結果が出てくることも想定ができる範囲と思っていました。</p> <p>この調査結果を踏まえて、このパーセンテージが多かったということをとらまえて政策に反映するという視点も一つあるかと思いますが、一方では、今回この調査に協力していただいた方は、おそらく包括支援センターが、ある程度ご相談できていたり、関係性を築けていたりするということもあるかと思いますが、もしかすると逆に数字として出てこなかった部分、この辺の方々が本来支援が必要な人ではないかと、そんなこともちょっと考えられる方向性はあると思っ、見させていただきました。以上です。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございます。今井委員のご指摘は大変重要な点ということで、これまでも 1 回目から 3 回目の有識者会議の中でも先生方からご指摘があった、この調査の中で（相談に）繋がらない、繋がっていない、そういった方々ってところが今後検討が必要だというご意見もあって、その部分については、今後どのように整理をして考えていくのかということの大変重要なご示唆と思っておりますので、どうもありがとうございます。</p>
西村委員	<p>よろしいでしょうか。こちらは包括に頼んでっていう部分も私は思ったんですけども、やはり高齢化がすごく進んで、どの地域でも高齢化が進んできているということは</p>



	<p>もうやっぱりこの調査からも現れることだと思いますので、80 後半の人達が介護しているというこの事実ですよ。</p> <p>やっぱり自分の体のことも大変なので、そこのところへの支援というのがすごく求められるのではないかなというふうに思います。</p>
中村座長	<p>はい、どうもありがとうございます。その他委員の先生方がでしょうか。</p>
松本副座長	<p>発言よろしいですか。今何人かの方がおっしゃったことと、延長でありますけれども、実は包括に繋がっている家族ですら、例えば緊急時にケアを代わってくれる人がいないという人が2割、障がい者でも1割2割いるということの事実は重いと思うんですね。</p> <p>「ですら」ということですので、繋がってないところが大事ということも一つ、繋がっているところでも結構ギリギリでやられているところが多いということは、きちっと認識をしなきゃいけないだろうということ。</p> <p>それと関わって、家族への負担がかなり集中しているということが全体に出ていると思うのですが、やっぱりケアラーの健康の問題が発生してきているということと、ご自身の時間が取れていないというようなことは、やはり負担の一つの指標だというふうに考えます。</p> <p>これと誰も代わってくれる人がいないというところは裏表だろうと思います。繋がっているところですから深刻な状況がある。深刻な綱渡りの中でやっている家族がおられるということが一つ。</p> <p>もう一つは、ご報告の中にはなかったのですが、高齢者にしても障がい者にしても、複数のケアをしている人、例えば、高齢者のところでは資料36 ページのケアをしている人は2人以上いるかどうかというところで、4分の1の人が複数の人のケアをしているということで、障がい者の方も35%と多いですね。これはやっぱりケアラーに焦点を当てた調査だからこそ見えてきたこと。ケアを受ける人の側に焦点をあてると、その人をケアする人がいるかどうかとなりますので、ケアをしている人からすると、複数の人をケアしていると。例えば高齢者或いは障がい者の問題を考えていく時に、ケアを受ける人だけでなく、ケアをしている人に焦点をあてたからこそ見えてきたことだと思います。</p> <p>支援者の側は、やはりケアを担当してくれる家族に期待をするわけですが、その期待をされた家族は他の人もケアをしているという場合が結構あるのだということが浮き彫りになってきて、これはこの調査の大変大きな発見だろうと考えています。</p> <p>そうすると、支援のことも、制度を考える場合に家族への期待をしがちなところを、どんなふうにそうではない形でやっていけるかということを考えるための、大変貴重な資料であると考えております。</p> <p>皆さんがおっしゃったことの延長でございますけれども、ケアに繋がっているところですから家族への負担があるということと、家族の側から見た時に、複数ケアをしている人が、かなりの割合でいるということは、大きな発見だと考えています。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございます。松本先生が言っていたとおり、ケアラーに焦点を当てたから見えてきたことというのは、この辺を含めてということであると思いま</p>

	<p>すので、事務局の方も、その辺にも注目をさせていただければありがたいと思います。その他の委員の方いかがでしょうか。それでは今西さんお願いします。</p>
今西委員	<p>集計の方、ご苦労さまでした。</p> <p>SSW の部分のところと学校の調査の部分で、一番冒頭でご発言があったところと重なるのですけれども、実際 SSW の資料の方で見ていくと、ケアラーと思われる子どもに対応したのが大体 23%ぐらいいるというところがあったと思うんですが、どういう着地点にするのかということもあると思うのですが、いわゆる SSW を取り上げた時に、この体制が派遣型、巡回型といろいろあるんですけれども、いわゆる派遣型が北海道は大きいので、そうすると学校からの発見がなければ SSW に繋がっていかないということになってしまいます。</p> <p>ですので、学校の方の先ほどのヤングケアラーと思われる子どもの有無というところの数値が低くなれば、SSW に繋げるという意識に結局は繋がっていかないということになってしまうので、学校のこの数字が低くなっていることと、いわゆるネットワーク構築をしていくとなった時に、SSW をどう活用していくかというところで、この数字の結果は、学校が低かった割には、SSW のところである一定程度の数字が出てきたというところでは、やはり一部の先生に認識が偏っているので、その先生方でかなり抽出されてきたのかなということも考えられるかなと見ておりました。</p> <p>もう少し先生方への周知であったり、理解が広がってくると活用というか、むしろ SSW 事業の活用の部分を含めて、このヤングケアラーの調査からどういうアプローチができるのかと思って見ておりました。</p> <p>スクールソーシャルワーカーの部分からの発言というところで、発言をさせていただきます。以上です。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございます。北海道の SSW の形態的な部分を含めてご発言をいただいたところです。では次にどなたか。それでは加藤さんお願いいたします。</p>
加藤委員	<p>まずは調査の方いろいろご準備も含めて、ありがとうございました。</p> <p>私自身も、特に江別という地域で中心に活動しているのですけれども、興味深かったのが、やはり実際に調査の内容を含めて温度が一緒だなと感じたのが、学校の実態調査の結果として、夏休み期間中、私たちも団体として、各中学校・高校それぞれの校長先生や教頭先生を回らせていただいて、実際にヤングケアラーについての話を、実際に膝を突き合わせてしてきたのですけれども、言葉自体は知っている。</p> <p>ただやっぱり定義だとか、そういったところが全くわからないんだというので、わからないということを正直に言っていたので、逆に有難かったんですけれども。</p> <p>実際に私達の方からヤングケアラーの定義だとか、それに対して先生たちもどう思うかということ、直接膝を突き合わせてお話できるので、よかったかなと思うんですが、やはり本当に言葉の認知度と、実際にヤングケアラーとは何なのか、そしてどうところが問題があるのかということまでは、やっぱり先生たちも深掘りして考えるところまでいってないので、そこら辺が実際に話を聞いて回る中では強く感じまして、学校の先生たちも、いろいろなことを定義も含めて考えていただくことで、こういう調</p>

	<p>査も生きてくるのかなというふうな感じはしましたので、逆に窓口になっていただく先生方の理解というのは非常にカギになるのかなという感じがしました。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございます。はい、では次に栗山さんお願いいたします。</p>
森委員	<p>栗山町の森と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>栗山町でも過去に3回の調査を実施しております。1回目が平成22年、2回目が平成27年。3回目が昨年、令和2年ですね。全町民を対象にケアラーに関する実態調査を実施したところでございます。</p> <p>今回道が実施した調査の結果を見ますと、概ね同じような傾向なのかなあというふうに思っております。その中で、今回概要の3ページ目の上から二つ目、⑥番、ケアラーが求めている支援というところですが、これ全部すべてですね、高い割合で求めている部分があります。</p> <p>その中でもやはりケアラーが相談できる人や場所という部分ですね、どの町でもやっていると思うんですけども、ケアラーさんといいますか、介護している側では、どこに相談したらいいのかわからない部分もあるのではないのかなと思っております。</p> <p>私どもも相談窓口を設定しておりますけれども、そこに相談される方というのはなかなか少ない。包括を利用されている方でも相談がなかなかない部分もありますので、そういった形でケアラーの認識もそうですけれども、そうした周知が各自治体で少し足りない部分があるのかなと思いますので、改めてこういうことを求めているんだなと認識したところで、こうした点も今後力を入れていかなければと思います。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございます。次に、まだご発言いただけていない方がいらっしゃいますので、小倉さんいかがでしょうか。</p>
小倉委員	<p>連合北海道の小倉です。</p> <p>ケアラーの方たちの就業の状態です。高齢者になられて仕事をリタイアされている方もいらっしゃるかもしれませんが、高齢者介護にしても、障がい児の介護にしても1割から2割の方しか正規雇用で働いていないということが気になります。やはり介護離職を防ぐようなケアラーへの支援ということが大変重要と考えておまして、今後クロス集計とか分析ができましたら、ケアラー自身の属性と、就業の属性を分析いただきたいと思っております。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございます。小倉さんの方からはケアの就業の部分についてご指摘いただきまして、基本的にはケアラーさんのところで1割から2割ぐらいしか正規雇用されていないということも含めてですね、そしてまた、ケアラーとなることによる介護離職が社会問題化されている中で、今回の調査の中では3ページ目の⑥のところで、ケアラーが求めている支援というのは左の四つは7割8割で割合が大きいですが、その他のところで経済的支援についても25%。4人に1人という形になりますので、そういった経済的な問題を含めた就業、そしてそれにあたっての属性ですとか、就業、そうしたことのクロス集計を含めてお願いしたいというご指摘だったと思います。</p> <p>ケアラー問題の一つとしては経済的な問題ということも大きいと思いますので、この辺についても今後ご検討をいただきたいと思っております。</p>

	次に澤田先生いかがでしょうか。
澤田委員	遅れて申し訳ありません。私まだしっかり読み込めていないのですけれども、私はヤングケアラーの調査について発言したいと思うのですが、まず回収率が 22%だったということで、これは国の調査と比べて回収率は低かったのでしょうか。確認なのですかけれども。
中村座長	では事務局の方からお願いします。
事務局 (山田主幹)	今回、道の調査結果は回収率 22%というところなののですけれども、いま詳しい数字をもちあわせておりませんが、国の場合ですと、中学で 5%程度、高校で 10%程度だったと思います。
澤田委員	<p>そうしますと、北海道としては随分高かった結果ということなんですね。</p> <p>私はこれを見ても、内容を知っている人が 9.6%とか。他に比べて意識が高いのかもなあと思いました。ただ、その 22%なので、関心があって回答できた人たちの結果なんだらうなってというように思っています。</p> <p>調査をする前にも、ウェブでやるか紙媒体でやるかという議論もあったかと思しますので、この方たちがどんな形で回答してきたのかというのは、今後また調査をする際に知りたいなと思いました。</p> <p>それで、概ね負担じゃないという回答も多くて、苦労が他の全国調査に比べて少ないような印象もありながらも、私はいつもこの調査で注目するのは定時制高校の方々の結果なののですけれども、これだけはやっぱり特にないって回答したのは 50%で、これは他の国の調査とちょっと随分近い結果だったなあと、家庭への金銭面の支援 12.5%というふうに、やはりこの定時制高校の人たちは自由に過ごせる場所が欲しいというのが 25%というふうに、この人たちにはやはり苦労が見えているなと思うので、この方たちの金銭面も含めたところ、どういう状況に置かれている方たちなのかなと、もっと知りたいなと思いましたが、特殊な支援が必要なんじゃないかなと思いました。</p>
中村座長	どうもありがとうございます。今回の部分につきましては、先生方でも、まだ十分に読み込めていないところもあると思いますので、今後引き続きご意見いただきたいと思いますが、松本先生、全体的に今回の概要について、もし何かあれば、またご指摘などお願いできますでしょうか。
松本副座長	<p>では発言させていただきます。澤田委員が今おっしゃったところで、まず回収率の問題ですけれども、逆に全国調査などから見るとかなり高いと。中学生の人に対して、一定の強制力を持たせないで自由意思で回答してもらおうということ自体が難しい調査で、内容も含めて大変難しい調査の中で、よく約 2 割の子どもさんたちが答えてくれたなというふうに見ています。</p> <p>やはり、国がコンサル屋さんに投げて、コンサル屋さんから調査が来るのと、自治体がきちんとした施策としてやりたいという姿勢を示した中でやるのでは、子どもさんなりの受けとめ方が違うのだらうと思ったことが一つです。</p> <p>その中で、深刻に捉えていないというようなこともあります、やはり数の大小ではなくて、そういう深刻な或いはご負担に感じている子どもさんがいるということ自体は</p>

確認されたのだろうと思うことが一つです。

国と比べて何%と数字の比較をすることは、母集団の性格もかなり違うし、回収率もかなり違うので、比較は難しいなと思いつつながら、一定の割合でそういう子どもさんがいると、やはり学校の先生の認識とも大分違うということは確認されたことは大きい。

それと、先ほど今西委員から SSW が派遣型のところだと、本音が見えにくいのだというようにご指摘がありました。それは後で施策をどのように組むかという点で大変重要な指摘だと考えています。やはり派遣型というのは学校の先生だけでは対応できない問題が生じて SSW の派遣を依頼するということなので、一般的な意味でヤングケアラー、ケアをしている子どもが派遣の対象になることはないわけで、他にいろんな困難がある中で派遣されて、そこのお子さんがケアを担っていたというような形でヤングケアラーと出会うというのは、派遣型の SSW のこの問題との出会い方だと思うんですね。

むしろ巡回型或いは学校を担当するという形になっていると、問題があるかどうかは別にして、こういう子どもがいるんだけれどもと、学校の先生ともコミュニケーションが取りやすいし、把握をしやすいのだろうということが、如実に出ているのではないかと。

特に学校の先生にいろいろ期待するというだけではなくて、学校の他のスタッフ、保健室の先生或いはスクールソーシャルワーカーさんの役割をどういうふうに位置付け直すかということが大きいだろうと思うことがあります。

それと関連してもう 1 点発言よろしいですか。ヤングケアラー問題の中核にあることは、一つは子どもの権利の観点かなということが強調されますし、それに全く異論はないのですけれども、もう一つはやっぱり家族の中にケアを要する大人がいて、その人に対する社会的なケアが医療的な機関を含めてない、或いは不十分。そうした結果として、子どもがケアに組み込まれている構造が一つあると思うんですね。

そうすると、ヤングケアラーという形で子どもさんに出会うということは、家族の中のケアを要する人、つまり大人がきちんとケアに繋がっているのかと。そのことをもう一度きちっと捉え直さなければいけないというサインであるという受け止め方も非常に大事だと思うわけです。

そうなってくると施策の方向としては、ケアを担っている子どもの可能性をどう広げるかという話と、一方でその子どもの家族の中のケアを要する人達をきちんとしたケアに繋ぐ或いはその不十分なケアを十分なものにしていくということになる。

働きかけの対象はむしろ子どもさんだけではなくて、家族の中のケアを要する人ということになります。そうすると他の社会的資源にきちっと繋いでいくという形になると、やはり学校の現場でいうと、それはワーカーさんだと思うんです。

学校の先生はそうした点は不得手で、やはり子どもの立場に立つ。そう考えた時に、ヤングケアラー問題が何を示しているかという時に、家族の中のケアを要する人のケアを充実させていくということと、それを学校の現場で子どもがケアしているという形でその不十分さが出る。そういうふうな問題として見た時に、改めてワーカーさんをそこ

	<p>でどうきちんと機能できるように配置していくのかということは、決定的に大きいと考えています。</p> <p>問題の発見というように簡単に言うけれども、発見された問題は何かという時に、子どもがひどい目に遭っているという話ではなくて、家族の中のケア状態がどうなっていて、それが不十分なところが子どもの方に負担が寄ることが発見されたと思わないと、発見した後の対応が手詰まりになるのではないかと考えております。</p> <p>長くなりましたけれど申し訳ないです。以上です。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございました。大変重要なことで、基本的にケアラー問題というのは、ケアラー、ケアラーの中でも18歳未満をヤングケアラーという定義がございますが、そういう中でやはり、ヤングケアラーさんのところから見えてくる世帯ということも含めて、総合的な枠組みや考え方をちゃんと示していかなければいけないと思っております。</p> <p>大体時間になりまして、今後についてもこの調査結果について、より分析する視点とか、そういうものについてご意見等がございましたら事務局の方にお伝えいただいて、そして今後の施策の中でもまた反映させていけるかなというふうに思いますが、今回の件について事務局の方で何かよろしいですか。</p> <p>それでは次の協議の方に移らせていただきたいと思います。</p> <p>次は調査結果に基づく今後の方向性について、今ご議論いただいた大変貴重な視点を含めてということもございますが、現時点で整理したものについてご説明いただきますので、その後にもまた皆さんと協議をさせていただきたいと思っております。</p> <p>それでは調査結果に基づく今後の方向性について事務局の方から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (北山課長補佐)	<p>それでは、資料2と資料3を続けてご説明させていただきます。また、途中ヤングケアラーの部分につきましては、途中で説明者を交代させていただきます。</p> <p>まず資料2をご覧ください。こちらがケアラー実態調査結果に基づく検討の方向性といたしまして、あくまで事務局の方で整理させていただきまして、検討の方向性としてまとめさせていただいた資料です。</p> <p>1番、高齢者の部分につきましては調査結果の概要とダブるので数字などは省略させていただきますが、ケアラーご自身の悩みですとか、ケアラーさんが求めている支援、自分のための時間ですとか、緊急時に代わりにケアをしてくれる人の有無、こういった項目が特徴的な部分と捉えましたので、その検討の方向性といたしましては、相談に応じる人材の育成が必要ではないか。その下につきましても、そもそもその道民の方々の意識醸成調整が必要ではないか。そうした関係機関相互の情報共有による早期発見が必要ではないかと、あくまで大きい方向性ですけれども、まとめさせていただきました。</p> <p>次に2番目の障がい者の部分ですけれども、こちらも项目的には同じ部分の調査結果を挙げさせていただいておりますが、主に違う部分では、ケアラー自身の悩みでは、高齢者では健康の部分や介護疲れ・ストレスというのがお悩みが多いのですが、障がい者の部分では自分が亡き後のお子さんについて不安ですとか、そういった部分が最も高</p>

	<p>いという部分もございますが、それ以下ケアラーさんが求めている支援ですとか、自分のための時間、こういった部分ではある程度共通する部分がございます、検討の方向性といたしましても、ケアラーを支えるための広報啓発の推進が必要ではないか、行政におけるケアラー支援体制の構築が必要ではないか。そうしたケアラーを支える人材の育成が必要ではないかというように考えてございまして、言葉がちょっと違うのですけれども、いわんとしている部分は共通になってございまして、こういった部分が共通の検討の方向性として、まずは大きなこういった部分が必要ではないかと考えさせていただきました。</p> <p>次に、2 ページ目の相談支援機関の調査、こちらにつきましても結果から主に項目をピックアップさせていただきまして、ケアラー支援に関する認知度、そして必要と考えるケアラー支援の内容ですとか、道や市町村が行政に求める取組について、こういった結果に基づく検討の必要な方向性といたしましては、相談に応じる人材の育成が必要ではないか。その下がちょっと重複した内容になってしまうのですが、関係機関相互の情報共有による早期発見が必要ではないか。その下、包括的な相談支援体制の構築が必要ではないか。その下になりますけれど、地域におけるそのケアラー支援の協議の場の設置促進が必要ではないかと、こういった部分を事務局の方で検討の方向性としてピックアップさせていただきました。</p> <p>その下につきましては、相談等に繋がらない理由というのを参考までにお示しさせていただいたのですけれども、ケアが必要としている人でも、そもそも相談に繋がらない理由などをアンケート調査結果からピックアップさせていただきまして、こういった家族がケアするの当たり前だと思っている割合が高いですとか、相談した場合があっても利用に繋がらない理由としては、家庭内の問題を相談することへの抵抗感ですとか、そういう部分が多い調査結果となっております。</p> <p>また、3 つ目の表が2 つ目の表と同じものがついてしまっています。申し訳ございません。こういった相談支援の調査結果に基づく検討の方向性として、こういった考え方、方向性が必要ではないかというように整理をさせていただきました。</p> <p>続いてヤングケアラーについてお願いいたします。</p>
<p>事務局 (山田主幹)</p>	<p>それではヤングケアラーの関係につきまして、私の方から引き続きご説明を申し上げます。(1) 生徒の調査結果でございますけれども、この結果を踏まえて、1 つはヤングケアラーという言葉の認知度についてでございますけれども、先ほどもお話ししましたように内容を知っていると回答した人は、中学校 2 年生については 9.6%。全日制高校 2 年生については 14.1%。定時制高校 2 年生については 12.9%ということで、だいたい 1 割程度という集計結果でございました。</p> <p>またヤングケアラーの当事者について見ますと、この言葉の内容を知っていると回答した方が中学校 2 年生では 11.3%。全日制高校だと 18.6%という状況でございました。</p> <p>それから先ほども話しました学校生活の影響についてというところでございますけれども、自分の自由になる時間がないですとか、勉強する時間が取れないと回答した方が、それぞれ一定数いたるところです。それからヤングケアラーがお世話の悩みについて</p>

相談した経験の有無についても、ないと回答した方が8割前後いらっしゃいまして、その理由については、誰かに相談する程の悩みではないということが最も高い結果となっているところでございます。

こうしたことから、ヤングケアラーという言葉がまだ知られていないというところでもございまして、ケアラーと重複するところでもございますけれども、やはりこのヤングケアラーというものについて広報や啓発を通じて道民の皆様方や学校や事業者の方々、関係者の皆様方の意識の醸成が必要ではないのかと考えているところでございます。

それから先ほどから中学校のヤングケアラーがいないと回答した割合についても、ご質問が出ておりましたけれども、早期発見、相談体制の整備・相談機会の確保等、先ほどお話がありましたSSWさんですとか、学校での早期発見や相談機会、学校だけではなくて学校内外ともですね、相談機会の確保等が必要となってくるのではないかと。

それから学校だけではなくて、行政機関や関係機関へもヤングケアラー支援の必要性について周知が必要ではないかと。それから勉強する時間が取れないと回答した方も一定数いらっしゃいまして、学習支援ですとか、進路の指導ですとか、学校での取り組み、そのほか学校以外での取り組み、学校内外での取り組みも必要ではないかと考えたところでございます。

それから、学校やSSWさんの回答結果を踏まえてですけれども、ここでもやはり生徒さんだけではなくて、学校の方でもヤングケアラーという言葉の認知度についてもそうでございますし、それからヤングケアラーへの対応状況ですとか、それから、先ほどお話いたしましたけれども、必要と考えるヤングケアラー支援につきましても、学校が必要と考える支援については教員がヤングケアラーについて知ること。これが中学校で65.9%となつてございまして、また子ども自身がヤングケアラーについて知ることが中学校でも58.1%などとなつてございまして、スクールソーシャルワーカーの調査結果につきましても、同様に教員がヤングケアラーについて知ることということが95.7%。次いで子ども自身がヤングケアラーについて知ることが80.4%ということでございまして、今後こういったことを踏まえまして、検討の方向につきましても、先ほど中学校のヤングケアラーがいないと答えた割合が高いのではないかとのご指摘があり、今はまだ結果が出たばかりだと説明をさせていただいたところでございますけれども、要因は様々あると思っております、それも含めてでございますが、検討の方向性としては、やはり生徒と同じように広報や啓発を通じた道民や関係者の意識の醸成が必要なのではないかと。それから、学校もそうですし関係機関へのヤングケアラー支援の必要性について周知を必要とするのではないかと。それから上の生徒とも同様でございますけれども早期発見・相談体制の整備、相談機会の確保等が必要なのではないだろうか。それからまた、学校だけではなくて関係機関との連携体制を構築していくことも必要なのではないかと考えているところでございますし、また、こういったヤングケアラーの支援の窓口となる人材の育成ということが必要になってくるのではないかと、今回の調査結果を踏まえましては、結果が出たばかりでございますけれども、そういった結果を踏まえまして、このような検討の方向性を考えたところでございます。



<p>事務局 (北山課長補佐)</p>	<p>続きまして資料 3 についてですが、検討の方向性と今後の予定と書かれている資料ですけれども、資料 2 でこうした各項目に基づく検討の方向性としてそれぞれ挙げさせていただいたものを、さらに大きく検討の方向性として 3 つにまとめさせていただいて、あくまでも検討の初期段階として、この大きな 3 つの方向性で検討を進めていくのがよろしいかなと事務局の方で考えさせていただきました。</p> <p>マルの 1 つ目ですが、理解促進・普及啓発が必要ではないか、対象としてはケアラーご本人ですとかご家族、地域住民、相談支援機関等々、学校も含めて全てにおいて理解促進ですとか、普及啓発が必要ではないかと考えております。</p> <p>次に人材育成・支援体制の構築が必要ではないかということで、これも相談支援機関ですとか学校ですとか行政機関を含めまして、ケアラーについて知るその人材育成・支援の体制を構築していかなければならないのではないかと考えております。</p> <p>その下に関係機関相互の情報共有としまして、相談支援機関さんとか学校さんですとか行政機関ですね。そういった横のネットワークですとか、地域におけるネットワーク等も含めまして情報共有。こういった部分がまずその検討の大きな方向性として考えるところでありまして、こういった部分につきましてケアラーの部分とヤングケアラーの部分では、それぞれ取り組む具体的な視点などはそれぞれ違うとは思うのですけれども、大きな方向性としてはこの三つではないかと考えているところでありまして。</p> <p>こういった部分について、新たな視点も含めてご意見をいただければと思っております。それぞれケアラーとヤングケアラーで違う部分、またプラスになる視点などございましたら、有識者の皆様からご意見いただければと考えております。</p> <p>一つ目が検討予定と書かれている部分なのですが、こういったご意見で検討を進めていきまして、今後ケアラー支援に関する各種支援策を検討させていただきまして、着手できる取り組みは、すぐにその取り組みを行いながら、今年度来年度において具体的な支援策の検討を行って参りたいと考えているところです。</p> <p>※印につきましては、国の方で来年度から 3 年間を普及啓発に係る集中取り組み期間とされているところをごさいます。今後国の動向も踏まえながら次年度以降の各種施策の検討を行って参りたいと考えております。</p> <p>こういったことからご議論いただいたりご意見いただいたものを、各種ケアラー支援、施策等への反映に繋げていければと思っております。</p> <p>そういった部分で少し大きな視点でお示しさせていただいたのですが、ご意見をいただければと考えております。説明は以上です。</p>
<p>中村座長</p>	<p>どうもありがとうございました。ただいまケアラー実態調査結果に基づく検討の方向性の整理をいただきました。そしてそれを踏まえて全体としての検討の方向性と今後の予定といった説明がございました。</p> <p>これにつきまして、先ほどご意見いただいたことを含めて、ご発言いただければ大変ありがたいと思いますので、挙手いただければと思います。</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。では小倉さんお願ひします。</p>
<p>小倉委員</p>	<p>はい。連合北海道の小倉です。目指すべきところということで言えば、例えば北海道</p>

	<p>で条例を制定するだとか、周知をきちんとすることも踏まえて、方向性はやはり条例化などを考えるべきだと思います。それから高齢者ケアラーに関して、ちょっと一つ経験的に思ったことなのですが、自分自身がこの1年間認知症の父を別居しながら介護をしてきたんですが、コロナということもあって、兄弟に支援を頼もうとすると、あなた以外の家族と接触してしまうと認知症の父にはデイサービスに来ないでくださいと、少なくとも介護者を限定してくださいという、この1年間はすごく大きな制約があって、私自身がレスパイトしたくても、義理の妹にも誰にもタッチができない、タッチするとなると父はデイサービスが利用できず毎日在宅になってしまうので、なおさら私の介護時間が長引くというようなことがありました。</p> <p>これはワクチン接種等で、これからだんだん改善されていくことだとは思いますが、やはりケアラーへの支援という時に、このコロナ禍で、誰が接触できて、それはもちろん障がい児だとか、そういった方達に関してもとても神経を使っている、同居の家族以外手を出せないというような状況もあるので、直近の施策を考える時には、コロナ禍の中でどこまで配慮が必要なのかというようなことも念頭に置くべきだと思います。以上です。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございます。この辺の施策の調査からの整理というところについて、栗山の森さんの方からも、栗山の実践を含めて、是非いただければと思います。</p>
森委員	<p>ご指名でございます。栗山の森でございます。</p> <p>ただいま小倉先生の方からも条例を制定してはどうだろうかという話がございまして、栗山でも今年4月にケアラー支援条例を制定させていただきました。</p> <p>やはり条例を制定することによって条例の網にかけるということで、栗山もこれまでも、ほかの町でもそうなんですけれども、ケアラーの支援というのはこの町でも多分やっていると思うんですよ。</p> <p>しかしそれが毎年の予算要求の中で、予算をつけてやっているということで、それがもし町長なり市長が代わった時には、その分が削減されるということも考えられる。</p> <p>栗山町も数年前に、福祉のケアラーの予算が減ってしまったということがございまして、やはりこれでは不安といいますか、やはり条例を作って、条例は市町村の憲法的なものでありますので、条例の網にかけて、それぞれの役割、例えば行政がしなければならぬこと、或いは町民の方をお願いしなければならぬことですか、例えば、介護離職という問題もありますから町内市内の事業者をお願いしなければならぬこと、そういうこともやはり条例を作って、そこに謳った上で支援策を考えていくことが必要なのではないかなと思っております。</p> <p>介護される側、高齢者の方は介護保険制度があって、いろんなサービスが受けられますけれども、ケアラーさん、ケアをする方についてはそういう制度がない。もし何かするとすれば、各自治体の負担で事業を実施しなければならないということもございまして、ぜひ、道の方で条例を作ってください、できれば予算をつけていただいて、各市町村の取組に対して補助金なり交付金なりを出していただけるようになれば、もっと進むのではないのかと思っております。</p>

	ぜひ、条例化というのは、進めていただければと思ってございます。以上です。
中村座長	どうもありがとうございます。この辺ですね、西村さんの方からどうでしょうか。
西村委員	<p>やはり理解してもらうための啓発ってすごく大事だと思うんですね。いかに目に入るかっていうところがとっても大事で、うち（家族の会）の方も道新の方に、介護のコツとってコールセンターの番号だけ広告のように出していただいでですね、もうそれは出してもらおうと読まなくとも、とりあえずそこに電話しようっていう感じになるので、まず見えるというか、わかるということがまず大事ですし、それから身近なところに相談できる場所、相談窓口を見て、やはり身近なところが一番大事なんです。</p> <p>北海道から来ても、他の地方になかなか私達アドバイスできないんで、やはり地域支援だとか、個々の役場だとか、そういう窓口がとっても大事だと思います。</p> <p>それから介護というのは、始まらないとなかなか情報がいかないんで、その前の段階から、小学生でも中学生でも学校で介護を学ぶっていう、そうするとケアラーという部分も繋がっていくんじゃないかなと思います。</p> <p>もちろん人材もそうですけども、とりあえず窓口、ここに行けば相談できるということで。あと周り、なかなかこれを読むと家族が介護するのが当たり前だっていう意識が、地方に行けば行くほどあると思うので、そこら辺の認識もやっぱり研修することによって、やっていけるんじゃないかなと思います。</p>
中村座長	ありがとうございます。人材育成とか専門職であってもケアラー支援という視点をもつですとか、そしてまた直接的な関わりという部分で、地域包括の今井さんの方も、もし、何かございましたらお願いいたします。
今井委員	<p>ご説明でもいただいていたのですけれども、早期発見というところはやっぱりすごく大事ななあと考えていて、まず当然周知とか普及啓発が出てくると思うんですけれども、なかなか関係機関、相談窓口で周りの方が発見して、繋げられるような体制づくりが絶対に必要かなと考えていて、ケアラーさん自身が大変な思いを抱えていても、声を上げれないっていうことも当然想定されてくるので、気づいた人、発見した人がきちんと関係機関、相談窓口へ繋ぐっていうようなところを、どのように上げていっていかってということも少し視野に入れていただけると非常にありがたいかなあというふうには思っています。</p> <p>どうしても今の地域包括の現状からしますと、担当地域の高齢者人口だけ考えても、包括支援センター単独での把握は現実的に厳しいものがあって、私たちも地域の方がどのように私たちのセンターに声を上げてくれるか、相談してくれるか、そういう地域づくりっていうのをやっぱり目指していますので、そこもケアラーの方にとっても同じことが当てはまるのかなと思っていました。以上です。</p>
中村座長	どうもありがとうございます。地域包括の関係では国を含めて、地域包括支援センターのガイドラインの家族支援というガイドラインも出ている中で、基本的にはケアラーさんとの相談の時のケアラーアセスメントシートというものも開発をされてきていて、どういう視点でということも出てきていますので、多分そういうことも、今後人材育成、研修等の中で出てくるのかなと思います。

	<p>それと今西さんの方で、先ほど大変重要なご指摘で、仕組み的な問題であったり、学校、先生方の方っていうところもありましたので、この辺について、今後の検討の方向性ということで、少しご意見いただければありがたいと思います。</p>
今西委員	<p>発言をさせていただきます。実際に人材の部分を含めて、スクールソーシャルワーカーは養成を受けている若い子たちは実際にいるので、そういったところの活用ってというのは一つ戦略的にはあり得るのかなと思うのですが、実際にこの制度の方向性とも絡んでくるのかもしれないし、栗山町の予算をつけてくれるっていう話もあったと思うのですが、実際その人材につける予算を、しっかりここで今後の検討の方向性の3年間のビジョンの中に入れることはできないのかというところは、一つ感じております。</p> <p>また、人材の部分といわゆる経済的な部分を含めて、ケアラーの方への相談援助をしていく中でも、やはり経済的な部分での補填の問題が必ず出てきてしまうのかなと思いますので、いくらスクールソーシャルワーカーが相談を受けて、いろいろ話をしても、つまるところ何ができるかとなった時に、繋げることとか居場所をつくることはできても、例えば生活が苦しいとなった時に、社協に相談に行きましようとなっても、実際に子どもがそこで助かるというか、ケアを受けられて、別の通常生活ができるかとなったとしても、そこの結びつきが薄かったりする可能性もあるのかなと思うと、一定程度何か補填をしてもらえとか、何かあるといいのかなというところが、一つ感じていました。</p> <p>長くなって申し訳ないのですが、人材育成という部分でいうと、道内の学校でスクールソーシャルワーカーの養成という部分で、実際に大学でやっているところがあるのですが、養成を受けた子たちが実際にその領域で働けるかという、正職員で働けるところはほとんどないという現状なので、いくらケアラーの知識であったり、いろんなノウハウを覚えたとしても、いわゆる受け皿がないという現状があるので、そこをもう少し北海道としてサポートするようなことができると、いわゆる若い人たちが地域に根ざしていくのかっていうこともできると思いますし、そこを目指してやりたい子たちが、結局夢を絶たれて別の仕事に就くということをしている子もいますので、そういった点も関係しながら考えていけるといいのかなと思っております。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございます。先ほど栗山の森さんのところでも条例づくり、そしてそのポイントとしての介護離職等々含めて事業者側の関わり、お願いというような話もございましたので、桑原さんの方でその辺について、またその他でも結構ですので、お願いできないでしょうか。</p>
桑原委員	<p>業者側っていう事では、少しお話ができないので、できれば別の話をさせていただいてもよろしいでしょうか。</p>
中村座長	<p>はい結構です。</p>
桑原委員	<p>私も実は高齢の親が、もう亡くなったのですが、しばらくケアラーということをやっております。ただ高齢者の場合については何らか行政の支援サービスといいますか、一定の制度の枠組みがあるのではないかと感じておりました。</p>

	<p>一方、今回大きなテーマとなっておりますヤングケアラーですけれども、これについては、今もお話があったように、具体的な支援策ということで何ができるのかなと思っております。</p> <p>最初に、学校の教員の方々が、支援が必要なヤングケアラーがいるのか、いないのかという、この発見するという事は、何らかの事例ですとか啓蒙とかの中で出来てくると思うのですが、支援が必要なヤングケアラーがいましたという時に、そこに対してどんな施策を道として打っていきけるかということ、もう少し具体的なものを見せていただきたいと、今後検討していくと思うのですけれども、そのあたりについて、ご意見を聞かせていただければと思います。以上です。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございます。その辺について事務局の方でよろしいでしょうか。</p>
事務局 (山田主幹)	<p>今お話がありましたように、今後具体的な施策を聞かせていただきたいという話でございましたけれども、いろいろと皆様方のご意見ですとかを伺いながら、具体的な支援策等について検討させていただきたいと思っております。</p>
事務局 (吉田局長)	<p>吉田です。ヤングに限らず大人もなんですけれども、いま皆様方のご意見を伺っておりますと、やはり周りの人の理解を広げなければいけないのだろうなど、大きくまずですね、皆さんにわかってもらう、本人にも気づいてもらう。</p> <p>実は高齢者の方の調査でもサービスを使っていないということが家族の中で問題になっている、問題視しているというケアラーの方々が、今回の調査でもわかりました。</p> <p>それから早期発見ですね。先ほど学校の話も出ていましたが、どういう形で早期発見して、相談、いわゆる支援の方にどうやって繋げていくのかと。</p> <p>そしてその支援の先に、例えば方法として、大人であればレスパイトということもありましたけれども、こういう支援が必要だとか。子どもであれば、将来があるので、その子どもが、今どんなことを求めているのかということにも繋がっていくと思います。</p> <p>その他にも実際に大人、子どもに限らず、この道庁全体ということだけではなく、先ほど栗山町の課長さんもおっしゃっていましたが、やはり身近な町や学校も含めて、そういう周りの方々が支えていく、住民のマンパワーも含めてなんですけれども、学校の先生に聞いたりもしています。いろんな家庭があるよということで、実は、とって相談してくれる人もいるという話もしていました。学校の先生に限らず、スクールソーシャルワーカーもそうですけれども、どうやって悩みを引き出すというのか、見つけるっていうところもあります。</p> <p>まず僕らは大きい視点をもって、どういう方向でやっていったらいいのか、今回の調査で改めて認識するものもあれば、松本先生がおっしゃったように、ケアラーが1人ではなく、2人のお世話をしている。先生には前に教えていただきましたけれども、サービスをする側から見ると1対1ですけど、ケアラー側から見ると実は違うんだっていうことも、なるほどなと思いました。</p> <p>今そういった中で、大きいものを方向性を持って検討していきたい、具体的な支援策を検討していきたいということでして、具体的な施策については、今日はまだ提示するとか、そういうことはできないのですが、まずはご意見を教えていただいて、今日はも</p>

	<p>う時間もないのもあるので、メールとかでもいいのでいろいろ教えていただいて、まず大きくこういうことをやっていくと。</p> <p>そういった中でいろんな人も絡ませながら、当然予算のことはこの場では言えないんですけども、必要なものは僕らも頑張って予算を確保していきたいという気持ちが本当にありますので、引き続きよろしく願いいたします。</p>
中村座長	次に澤田委員、お願いできないでしょうか。
澤田委員	<p>ありがとうございます。お示しいただいた方向はそうだなというふうにも思っていて、大きいところでは普及啓発、ケアラーの方が抱えている背景っていうのは、家族が支えるべきだからっていうような考えで、いっぱいいっぱいになっても、相談できないでいるので、そういう方々が早く相談できるように、ケアラーという概念の普及とか、それを早くキャッチできるような方向性ということについては、一つの方向性だろうなと思っています。</p> <p>でも、先ほど松本委員の方からもありましたが、例えば地域包括に繋がっていたとしても大変であるというような状況にあることを考えると、相談力がないから行き詰まっているだけではなくて、実際に支援資源がないから行き詰まっているというのもリアルにあるのではないかと思いますし、今回、全道調査ということで、私は精神の分野ですけれども、地域によって支援資源は全然異なっているとも思いますので、ケアラー支援ということで相談できるっていうところを進める一方で、必要とされる本人への支援ニーズというか、どんな支援ニーズが満たされていないのかっていうことを同時に明確にしていかないと、相談をしてくれたけど先ほど今西委員もおっしゃっていただきましたけれども、手立てがないということにもなりかねないと思いますので、当人への具体支援の充実ということも、方向性の中に入れていくのではないかと思います。</p>
中村座長	どうもありがとうございます。では松本先生いかがでしょうか。お願いいたします。
松本副座長	<p>今、澤田委員がおっしゃったことを受けてということになりますし、先ほど話したことの延長でもあるのですけれども、ケアラーへの支援ということと、ケアを要している人への支援ということは、やはりセットでなければまずいということですよ。</p> <p>澤田委員からもあったとおり、地域での支援リソースが不十分だということが、逆にケアラーへの負担を強めているということがあったら、大変な中でご苦労されているケアラーの方に、相談だけではなくてその負担をやわらげるとしたら、その方がケアしている方へのケアを充実させるということがないと、ケアラーの負担或いは家族の負担ということはやわらがないわけですね。</p> <p>なので、その視点はやっぱり全体を通してケアラー支援をという時に、普及する、発見する、相談の場所を作るということが、枠組みとして大変強く出ていますけれども、ケアの資源そのものがきちっと機能する、整備していくということが大前提なんだろうと、そこをきちっと入れておかないとまずいだろうと思います。</p> <p>特に、ヤングケアラーのところで言うと、例えば、中学生にあなたはヤングケアラーだから相談してくださいというふうにはやっぱりいえない。現実問題として。</p> <p>中学生にしてみたら、おうちのお手伝いをしていることが悪いことなのかという話に</p>

なるわけです。おうちの手伝いをしている、お母さんのお手伝いをしているということがよくないことなのか、悪いことなのかというメッセージとして受け取られかねないし、そういうメッセージが広まれば広がるほど、逆に、親御さんを追い込んでいくことになるかもしれない。

例えば、精神的な不調で、子どもに買い物を頼んでいるようなお母さんが、とても追い詰められていく、そういうことになりかねないわけですね。

なので、特にヤングケアラーのところで言うと、やはり家族支援という枠を入れないと、普及・広報をしてヤングケアラーについてみんなに知ってもらって、発見して、相談してもらってという枠組みは、ある意味危険なところがあると考えます。

発見したのは何かというのは、大変な子どもがいるというだけではなくて、子どもがケアを担わなきゃいけないような家族がいるということであって、そちらの家族へのケアをきちんとし、子どもに過重な負担が掛からないようにしようというのが、ヤングケアラー施策の本丸だと思うんですね。

そうした中で、個々に子どもが望むことがあれば或いは個々の子どもが不自由な思いをしている時に、それをどのように和らげたり、他にすることができるとかという子ども支援、子どもに対する直接的な支援というのが、もう一方であると。

そういうことでなければ、学校の先生が発見して、先ほど今西委員がおっしゃいましたけれども、それではどうすればいいかとなる。また桑原委員がおっしゃいましたけれども具体策は何かという時に、子どもへの支援が手詰まりになってしまう。

だから、それは家族支援という枠とセットで、ケアが必要な人に対する社会的なケアの支援を充実させて繋がりますという検討の方向性がないとならない。

ヤングケアラーという子どもがいましたということを広めていったら、その子たちが相談しやすくなりますねということは、本当に現実的だろうか。そのことは逆に、我々が良かれと思ってやっていることが、逆に当事者を追い込まないかという危惧もあるわけです。

ですので、冒頭で条例化の話があって、私もそのことは大事だと思いますけれども、そこで具体的に何を書くのかっていう話で、家族支援ということを中心に置いて、その中でケアを担っている人への、その個別的な支援を、個別の事情もたくさんあると思う。

子どもにヤングケアラーという概念を知ってもらって、子どもが相談できるものにしようというフレームワークが前に出るというのは、私自身は危惧を持っています。

そういう意味では国の施策そのものにも危惧をもっている。そうすればするほど、これは子どもの問題を担当している部署の問題ということになってしまっていて、部局横断的な話にならないわけです。

これはむしろ、大人を支援している側の不十分さが子どもの方に影響しているのだと。だから大人を支援する側も、ヤングケアラーの問題は自分たちの問題なんだというふうにして初めて、部局横断的な枠組みができるのだと思います。その仕切り方は、この検討の方向性ということから見えないので、先ほどから発言をしているのです。

	<p>今西委員がおっしゃった危惧、あるいは桑原委員がおっしゃった、澤田委員がおっしゃった観点を、私なりの言葉で申し上げたということになります。以上であります。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございました。</p>
事務局 (吉田局長)	<p>吉田です。今、松本先生に教えていただいたこと、事前に教えていただいた当人への支援が一番だということ。ヤングケアラーの問題はまず、なぜその子がそういったことをしているのか、家庭をちゃんと見て、お母さんなり、お父さんなりがちゃんとサービスに繋がっていくっていう視点を持たないと駄目だよと言っていたことが、先生が今おっしゃっていただいたことだと思っています。</p> <p>それで方向性の方については、資料にできていなくて言えなかったのですが、今日、実はお恥ずかしながら、僕らもサービスを充実させるっていうことは大前提で考えていたのですが、どうもケアラーの方にばかりにしてしまって、方向性というところに入っていなかったのですが、その気持ちは本当にありますので、方向性の中に一つ柱立てと考え方を整理して入れて、両方セットでやっていきたいと考えています。</p>
松本副座長	<p>ぜひこの方向性というところでは、文字にしてきちんと書いておかないと、議論に参加している人の中では共有されるかもしれませんが、そうでないところでは独り歩きますのでね。特にヤングケアラーというのは流行りものになっていて、ケアラー、ヤングケアラーを発見して、支援しましょうっていうようなことは、中身を抜きにしてみんな言うわけですよ。</p> <p>ところが中身が問題で、例えば学校の先生が、ヤングケアラーである、ケアを担っている子どもさんに、どのように言葉をかけるかという時に、「あなたは子どもの権利が侵害されているから相談しなさい」と言うのか、「お手伝いして偉いね。ただ、お父さんなりお母さんの世話は、他にする人がいるから、そういう人にちゃんとお世話をしてもらえるように、きちんと大人が動くからね」と言うのかで全然違うわけです。</p> <p>目指すべきは后者で、「お手伝いをするのは偉いから、お手伝いをしたいと思ったらしてもいいし、でもいつもお手伝いをしなくても、部活の遠征がある時は部活の遠征を優先させたらいいんだからね。」というように声をかけてあげられると。</p> <p>ケアラー支援と言えは言うほど、ケアラーの役割を固定化していくんです。子どもがケアラーとして家族のお世話をしている時は、「お手伝いをして偉いね」ということと、「責任は負わなくてもいいからね」というメッセージの両方がなければいけなくて、「いつもお手伝いをするのは偉いけれども、部活は辞めなくていいからね。その分はあなたがやることでなくて、大人がやることだからね」というように声をかけてあげるとしたら、そこにはそういうリソースに繋いでいくという観点がなければならぬ。そこを言葉にしておかないとヤングケアラーという言葉だけが先走りしてしまいます。</p> <p>それは大人のケアラーについても、「家族で抱え込まなくてもいいよ」というメッセージと多分同じで、子どもの場合は特に、そこをわかってもらおうというだけではなくて或いはそこがわからなくて、ヤングケアラーという可哀想な子どもがいるので助けてあげましょうという枠組みだけでいくと、子どもに対するアプローチだけになってしまって、ケアラーの負担を実際にやわらげられないことになりかねないと思っております。</p>



	<p>す。</p> <p>なので、局長がそれは前提であるとおっしゃったことは、前提としてきちっと書いておいて、その上で、個々の子どもが望むことは、個々の子どもの状況によってかなり違いますから、そういう相談ができたりするような関係が別にあると。</p> <p>そのことについてはむしろ、学校の先生の本来業務ですよねとか、子どもと関係を作りましょうねということがあると思うんですけども、ケアラーの問題は学校の先生が直接タッチできないので、それはちょっといろんな言葉で申し上げたかもしれませんが、そのあたりはきちっと整理しておかないと、変な方向にいつてしまうかもしれないと思います。</p>
事務局 (吉田局長)	<p>わかりました。先生ありがとうございます。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございました。大体お時間となってきましたが、私の方も日本ケアラー連盟として一言だけ。今、各委員の先生が言っていたことも含めて、全体的にですね、しっかりとこの場でも共有して整理をしていきたいと思っておりますが、基本的には、今言っていた理念というか、北海道としての考え方だと思います。</p> <p>こういうものを今回の検討の方向性を含めてしっかりと文字化をしていくということを含めながら、まずは北海道としてケアラー支援、ヤングケアラー支援というものに、注目をして取り組んで実態を明らかにする中で、まず検討を始めたということは大変重要なことだと思っております。</p> <p>ただ、これを進めていく上では、先ほど栗山町の森さんから言っていたような、これを押していくような仕組みを、それを私の方でも、条例化を含めて考えていくことが必要だと思っており、計画的にものを進めて、短期的に進めること、中長期的に進めることを含めてどう整理をして、その中での優先順位や財源の問題、そして条例というのは北海道としてのケアラー、ヤングケアラーに対する思いをまず書くものだと思っておりますので、そういう中では、ケアラーもヤングケアラーも、自分たちだけが負担が軽減されるというよりも、その世帯、介護が必要な方も世帯全体がどうあれば幸せになっていけるのかというのは多分大きなポイントなのだろうと思っておりますので、今日は調査結果を踏まえて、その中で一定の分析と今後の方向性というところでございましたが、小倉さんですとか森さんの方から言っていた、北海道として計画的に進める上での条例等についても、この有識者会議の中でもまた議論させていただいて、松本先生や澤田先生等が言っていたような、そういう考え方をしっかりと文字化して発信をしていかなければならない。</p> <p>松本先生が最後に言った、ただ単に困った人を支えるとかというだけの話ですと、対症的法的になってしまうというのを私も大変危惧しておりますので、この辺について、次回以降議論をさせていただければ大変ありがたいなと思っておりますのと、今回の調査結果につきましても十分な分析等々については、この有識者会議でも議論したいと思っておりますので、どうぞご協力をよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>座長の進行で時間がぎりぎりになってしまっていて、もう一言ずつお聞きしたいところで</p>

	<p>ございますが、ご意見等についてはこれで終わりとしたのですが、どうしてもこれだけはということがあればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次回の開催予定等について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (杉本課長)	<p>皆様、貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。私ども北海道としてもどのような支援策、そしてどのような形でやっていくのかということ、また改めて整理をさせていただいた上で、皆様にご意見を頂戴して参りたいと思っております。</p> <p>時期的には、来月中旬から下旬ぐらいにお示しできればと考えておりますので、その時はよろしくをお願いいたします。</p>
中村座長	<p>本日は、貴重なご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。協議事項はすべて終了いたしましたので、本日の有識者会議をこれにて閉めさせていただきたいと思っております。事務局にお返しいたします。</p>
事務局 (杉本課長)	<p>ありがとうございました。それでは、以上をもちまして本日の有識者会議を終了させていただきます。遅くまで皆様ありがとうございました。</p>